

物納による賃料等譲渡合意書

公益財団法人えひめ農林漁業振興機構を譲渡人とし、（土地所有者）を譲受人として、次のとおり債権（物納による賃料等）の譲渡に合意した。

第1条（債権譲渡）

譲渡人は、譲受人に対し、下記の債権（以下、「本債権」という。）を譲渡する。

債権者	公益財団法人 えひめ農林漁業振興機構
債務者	
債権の内訳	令和 年 月 日付け西条市公告農水第 号農用地利用集積等促進計画による債権
債権額	

第2条（保証）

譲渡人は、以下について譲受人に対し、保証する。

- （1）本債権は譲渡人と債務者との間での将来債権であること
- （2）本債権は債務者から譲渡の承諾を得たものであること

第3条（成立）

本合意書の効力は、本合意書の締結により成立するものとする。

第4条（その他）

- （1）本合意書に疑義が生じた場合、譲渡人及び譲受人は、誠意をもって協議し解決するものとする。
- （2）譲渡人は、本合意書の締結後、債務者及び譲受人の間で行われる物納による賃料等の支払い及び受領に関する一切の責任を負わない。

第5条（専属的合意管轄）

本合意書に関する一切の紛争については、松山簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本合意書の成立を証するため、本合意書2通を作成し、各当事者押印の上、各1通を所有する。

令和 年 月 日

譲渡人 愛媛県松山市三番町四丁目4-1
公益財団法人 えひめ農林漁業振興機構
理事長 高橋 正浩 ⑩

譲受人

⑩